平成２３年（フ）第９９５号
仙台市宮城野区清水沼２丁目３番20号　第１清京荘101、従前の住所仙台市宮城野区原町５丁目４－１　伊沢アパート102
債務者　門真　弘子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２５号
仙台市青葉区郷六字葛岡下49番地の１　広瀬の杜８番館413
債務者　津田　尚明
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６３号
仙台市若林区６丁目字柳堀南57番地の３　アスティオン荒井Ⅲ106
債務者　川井　祐樹
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
宮城県遠田郡美里町二郷字砂山25番地１、従前の住所滋賀県草津市青地町700番地の１　エメラルドマンション705
債務者　谷　　善秋
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
福島市松川町浅川字仲ノ坂31番地
債務者　亀岡　明美
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２２６号
茨城県下妻市下栗1119番地
債務者　鉄羅　拓生
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２３９号
茨城県筑西市小川1549番地５
債務者　渡邉　幸一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２９５号
茨城県古河市中田1624番地１
債務者　中川　好江
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２９８号
茨城県結城市大字結城6181番地３　サンハイツ下り松
債務者　西村志保子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３０４号
茨城県古河市大和田1472番地
債務者　関根　　崇
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３０９号
茨城県筑西市女方655番地１、前住所青森市浪岡大字大釈迦字沢田74番地９
債務者　猪股　穂高
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３１１号
茨城県筑西市玉戸1336番地133
債務者　櫻田　和子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３１９号
茨城県坂東市寺久1305番地25　木村ハイツ102
債務者　神田よしみ
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１４３号
富山県高岡市本郷２丁目４番16―108号　ソレイユ本郷
債務者　岩城みづほ
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第４９４号
金沢市入江１丁目317番地
債務者　山崎　悦子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４９５号
金沢市有松２丁目15―13　ポニーハイツ201号室、住民票上の住所金沢市有松２丁目12番54号、従前の住所金沢市長町１丁目２番24号、従前々の住所金沢市長町３丁目２－７
債務者　水落　智哉
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５０３号
金沢市野町５丁目２番13号
債務者　泉　　新一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
金沢地方裁判所